

80期 7月 重大事故 3件

| 区分 | 事故 受付No. | 事故発生日 | 発生時間 | 地区名 | 営業所名 | 氏名 | 職種 | 年齢 | 勤続 | 損害程度 ・品名 | 休業見込 (実休業) | 荷主・相手方 | | 事故内容 | | |
|----|-------------|-----------|------------|-------------|----------|------|---|--------|--|-------------|---------------|--|---------|------|------------|--|
| | | | | | | | | | | | | 名称 | 本・支店、工場 | | | |
| 1 | 重大 | J8000092 | 2024.07.05 | 金 | 午前 09:10 | 東関東 | - | - | 作業 | 36 | 5年 2ヶ月 | エレベータ部品破損 損害金：1,800,000円 | - | - | 貨物 | 作業者が、受入荷下ろし場所において、商品(HW63マシーン)を、フォークリフトで荷下ろししている時、木枠梱包で重心位置がわからないまま拘って移動させた際、重心が奥にあったため、バランスが崩れ商品を落下、破損させた。トラックあたり部にも衝突し損傷させた。 |
| | 確認日 | 2024/7/19 | 金 | 確認者 (安全) | - | 発生要因 | <ul style="list-style-type: none"> 商品の重量や重心等の情報がないまま作業を行った。 偏荷重状態の商品で重心は爪先にあり不安定な状態のまま荷扱いした。 リフトアップしたまま旋回した。 重心のわからない商品を荷扱いする際の危険予知ができていなかった | 再発防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> フォークリフト基本操作の再教育を実施した。⇒ 7/8 ワンポイントレッスンシートを作成し重心がわからない場合の荷扱いについて注意喚起を実施した。⇒ 7/12 重量や重心が不明な商品を荷卸しする場合には荷主立会の元行う旨要請し了解を得た。⇒ 7/9 荷主より納品前に商品の重量や重心情報を入手できるように要請し了解を得た。⇒ 7/9 実商品による荷扱いを行い危険予知訓練を実施した。⇒ 7/11 | | | | | | | |
| 2 | 重大 | J8000100 | 2024/7/10 | 水 | 午前 09:40 | 中部 | - | - | 乗務 | 55 | 0年1ヶ月 | カーポート全損 住宅外壁の割れ PC階段破損 リアバンパー他破損 損害金：相手方：2,000,000円 自方：200,000円 | - | - | 交通 (対物) | 待機場所で車中から車外に出て、自販機でドリンクを購入しようとした時にサイドブレーキの利きがあまい状態で、また、車輪止めの位置も悪い状態にあり、無人状態でトラックが走り出し、住宅のカーポートに激突停止した。 |
| | 確認日 | 2024/7/19 | 金 | 確認者 (安全) | - | 発生要因 | <ul style="list-style-type: none"> サイドブレーキの利きがあまかった。 タイヤ止めの設置方法に不備があった。 上り坂での駐車時にギヤを入れていなかった。 降車時にサイドブレーキ及びタイヤ止めの再度確認を怠った。 | 再発防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> サイドブレーキを強く引き停止状態を確認する。 タイヤとタイヤ止めを密着させ固定する。 上り坂での駐車時に1速ギヤを入れる。 降車後トラックの状態を確認(サイドブレーキ、タイヤ止め)してから離れる。 ⇒ 以上内容について乗務員への周知会を開催(2024/7/12～) パトロール時トラックの駐車状況を確認し乗務員に声掛けし繰返し周知する。 | | | | | | | |
| 3 | 重大 | J8000122 | 2024.07.18 | 木 | 午後 15:10 | 関西 | - | - | 乗務 | 62 | 13年2ヶ月 | 充電器盤 1台 曲げ、凹み 損害金：3,000,000円 | - | - | 貨物 | 乗務員が工場内にて、充電器盤を、ユニックでシート掛ける際、ユニックアームの根元と、商品が接触し損傷させた。 |
| | 確認日 | 2024/8/9 | 金 | 確認者 (安全) | - | 発生要因 | <ul style="list-style-type: none"> ユニックを使ってシート掛けを行う作業は荷主からも高所作業軽減のため推奨されていたが、乗務員に対し手順書に基づいた詳細な教育はできていなかった。 積込前にユニックを使ってシート掛けを行うかの確認をせず、また、ユニックが商品と接触しないよう補助作業者を付ける措置が徹底できていなかった。 ⇒ ユニック操作を後方から行っており、前方のユニックアームと商品との距離確認ができない状態にあった。 シート掛け時、商品と接触したことがわからなかった。 | 再発防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> 積込前にユニックを使ってシート掛けるかどうか確認を行い、使う場合には補助者を必ず付ける運用を行う。 乗務員を交え、ユニックを使ったシート掛け手順を明確にし周知教育を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> シート掛けを行う場所の空間確保 補助者を付ける場合の乗務員との役割分担を明確にし、ユニックと商品が接触しないよう確認・合図を行う シート掛けを行い際のシートをフックに取り付ける位置やユニック操作方法の明確化 など | | | | | | | |